

## 全国SLA「「学校司書のモデルカリキュラム」講義指針」の検討(その2)：学校司書養成独自科目

|       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| メタデータ | <p>言語: Japanese</p> <p>出版者: 大阪市立大学創造都市研究科情報学専攻</p> <p>公開日: 2019-06-19</p> <p>キーワード (Ja):</p> <p>「学校司書のモデルカリキュラム」講義指針,<br/>学校司書独自科目, 全国学校図書館協議会</p> <p>キーワード (En): School Librarian Training Model Curriculum, Peculiar to School Librarian Training Program, Japan School Library Association</p> <p>作成者: 西尾, 純子, 川瀬, 綾子, 北, 克一</p> <p>メールアドレス:</p> <p>所属: 龍谷大学, 立命館大学, 大阪市立大学</p> |
| URL   | <p><a href="https://doi.org/10.24544/ocu.20190628-003">https://doi.org/10.24544/ocu.20190628-003</a></p>                                                                                                                                                                                                                                                                           |

全国 SLA 「学校司書のモデルカリキュラム」講義指針」の検討  
その2 学校司書養成独自科目

School Librarian Training Model Program  
by Japan School Library Association  
(2) Original Curriculum for School Librarian

西尾 純子<sup>†</sup>、川瀬 綾子<sup>††</sup>、北 克一<sup>†††</sup>  
NISHIO Junko<sup>†</sup>, KAWASE Ayako<sup>††</sup>, KITTA Katsuichi<sup>†††</sup>

**抄録：**2019年1月8日、全国学校図書館協議会はホームページにおいて「学校司書のモデルカリキュラム」講義指針」を公表した。本稿では、この「講義指針」の内、学校司書養成の独自科目について、検討を行う。

検討の主な視点は、2016年10月に文部科学省 学校図書館の整備充実に関する調査研究協力者会議による「これからの学校図書館の整備充実について(報告)」の別紙「学校司書のモデルカリキュラム」及び「学校司書のモデルカリキュラムのねらいと内容」と「講義指針」での科目扱いとの比較である。

**キーワード：**「学校司書のモデルカリキュラム」講義指針、学校司書独自科目、全国学校図書館協議会

**Keywords :** School Librarian Training Model Curriculum, Peculiar to School Librarian Training Program, Japan School Library Association

## 1. はじめに

2019年1月8日、全国学校図書館協議会（以下、全国SLA）はホームページにおいて「学校司書のモデルカリキュラム」講義指針」（以下、「学校司書指針」）を公開した<sup>1</sup>。

本稿では、この「学校司書指針」の内、学校司書の独自科目<sup>2</sup>である「学校図書館概論」、「学校図書館サービス論」、「学校図書館情報サービス論」、「学校教育概論」に焦点を当て検討する。

検討すべき点は、2016年10月に文部科学省 学校図書館の整備充実に関する調査研究協力者会議による「これからの学校図書館の整備充実について(報告)」<sup>3</sup>(以下、「整備充実(報告)」)の別紙「学校司書のモデルカリキュラム」(以下、「モデルカリキュラム」)及び「学校司書のモデルカリキュラムのねらいと内容」(以下、「モデルねらい」)である<sup>4</sup>。

<sup>†</sup>龍谷大学

<sup>††</sup>立命館大学

<sup>†††</sup>大阪市立大学

しかし、「モデルカリキュラム」及び「モデルねらい」は、教育職員免許法施行規則の一部改正に伴う「学校司書のモデルカリキュラム」の改正について(通知)(平成30年8月23日)において、「学校図書館概論」を教職関係科目で読み替える場合の対象教職科目が、3科目から4科目へと変更された。

これを受け、本稿では以降は「モデルカリキュラム」を「モデル18」、「学校司書のモデルカリキュラムのねらいと内容」は、「ねらい18」と呼称し、検討の対象とする。

さて、「学校司書指針」は、2019年1月8日に全国SLAのホームページで公表された。公表日付は、2019年1月1日付、作成の責任表示は全国学校図書館協議会・学校司書の養成および研修のあり方検討委員会としている。

「学校司書指針」の目的は、学校図書館の整備充実を企図した「モデル18」及び「ねらい18」の授業科目としての実装である。

「学校司書指針」は、「学校図書館概論」を始め

とする「モデル18」の10科目20単位に合わせて、同じ10科目20単位を提示している。「学校司書指針」では、個々の科目ごとに「科目の概要とねらい」<sup>5</sup>を示すと共に、各科目について15回の講義に合わせたシラバスを提示している。

なお、学校司書独自科目の読み替え科目については、被読み替えの各科目の箇所、個々に取り扱う。

## 2. 「学校司書(第一次案)」の2つの前書き

先行論文<sup>6</sup>で取り上げた全国 SLA 「学校司書養成科目シラバス(第一次案)」では、2つの前書きが添えられていた。

第一は、設楽敬一全国 SLA 理事長の「「学校司書のモデルカリキュラム」に対応したシラバスについて」という文章である<sup>7</sup>。

全国 SLA は、文部科学省の「モデルカリキュラム」を次のように捉えていると述べている。引用で示す<sup>8</sup>。

1. 司書科目との読み替えが可能となっているものに関しては、公共図書館と学校図書館の性格や目的が違うことから、整合性を保つための方策が必要である。
2. 教育機関である学校図書館の運営に関する資質や能力を養成するための学校司書向けシラバスが必要である。
3. 学校司書としての専門的な知識及び技能を活かすための多様な研修プログラムが必要である。

(下線は筆者)

そして、「学校司書養成科目シラバス(第一次案)」について次のように経緯を述べている。

全国 SLA は 2017(平成 29)年度「学校司書の養成および研修のあり方検討委員会」(以下、「検討委員会」という)に、学校司書の養成および研修のあり方に関する具体的な提案を求めた。

これを受けて、検討委員会は「学校司書養成科目講義要綱小委員会」と「学校司書研修小委員会」を設けて養成と研修の両面から検討を進めた。

この度、「学校司書養成科目講義要綱小委員会」は、「学校司書養成シラバス (第一次案)」をまとめるに至った。

一方、全国 SLA 検討委員会の 野口武悟委員長は、「学校司書養成科目シラバス (第一次案)」で、次のように述べている。引用で示す<sup>9</sup>。

「学校司書のモデルカリキュラム」では、各科目のねらいと内容が示されている。しかし、大学における実際の授業回数である 15 回分に対応しているわけではない。また、既存の司書養成科目の一部を用いることになっているものの、そこに学校図書館の視点を具体的にどう入れ込んでいくかなどを検討する必要がある。(下線は筆者)

二つの前書きのいずれもが、「モデルカリキュラム」の内、司書養成科目との読み替え科目については、「学校図書館の視点」などの独自性の盛り込みの必要性を主張している。頷ける指摘である。しかし、この背景には、次のような諸点の違和がある。

- (1) 「モデルカリキュラム」10 科目 20 単位の中で、司書養成科目から 4 科目 8 単位が繰り入れられていること。対象の司書養成科目は、図書館情報技術論、図書館情報資源概論、情報資源組織論、情報資源組織演習の 4 科目である。

これらのテクニカルサービス群の科目においても、公立図書館という生涯学習施設と、初等中等教育機関の学校図書館では、目配りが必要な視点が異なる諸点が存在する。

- (2) 同様の視点は、司書教諭講習科目の学習指導と学校図書館、読書と豊かな人間性の 2 科目が「モデルカリキュラム」の中に取り入れられていることにも注意しておきたい。なお、これについては別稿で取り上げる。

司書教諭と学校司書は、学校図書館という場を協働して活性化し、学校経営・運営への寄与を行う立場に共にあるが、そこでの役割分担がある。

- (3) 学校司書の独自科目である「学校図書館概論」を司書教諭講習科目の「学校経営と学校図書

館」で読み替え可能としたことについても、同様の疑念が残る。  
いずれについても、後に詳細な検討を行う。

### 3. 「学校司書指針」と「モデル 18」、「ねらい 18」との形式について

「モデル 18」は、学校司書養成のための 10 科目を示すと共に、当該科目が、司書養成科目、司書教諭講習科目、教職課程科目との読み替えが可能かどうか、また、読み替え時の条件等を表で示したものである。

「ねらい 18」は、科目名、ねらい、内容の項目を設けている。なお、10 科目を「学校図書館の運営・管理・サービスに関する科目」と「児童生徒に対する教育支援に関する科目」に分けている。

「学校図書館の運営・管理・サービスに関する科目」群は、学校図書館概論、図書館情報技術論、図書館情報資源概論、情報資源組織論、情報資源組織演習、学校図書館サービス論、学校図書館情報サービス論の 7 科目である。

「児童生徒に対する教育支援に関する科目」群は、学校教育概論、学習指導と学校図書館、読書と豊かな人間性の 3 科目である。

一方、「学校司書指針」は 10 科目 20 単位の各科目について、「科目名」、「科目の概要とねらい」、「講義計画」の形式でまとめている。「講義計画」は 15 回のそれぞれに、各回の「タイトル」とそれに対する「講義の柱」(仮称)が示されている。

以下、次章から「学校司書指針」の学校司書独自科目である 4 科目について、「ねらい 18」と比較しながら順次に検討を進める。

## 4. 学校図書館概論

本章では、「学校司書指針」の総論科目である学校図書館概論を取り上げる。学校図書館概論は、学校図書館の管理・運営・サービスに関する科目 7 科目中の筆頭科目である。

### 4.1 科目の「ねらい」

最初に科目の「ねらい」を取り上げる。

「ねらい 18」では、学校図書館概論について、次のように記している<sup>10</sup>。

学校図書館の教育的意義や学校司書の職務などの基本的事項についての理解を図る。  
(下線は筆者)

これに対して「学校司書指針」は、この「ねらい 18」を解説的に展開したものとなっている。具体的に見ていく。

「学校司書指針」は、「科目の概要とねらい」において、次のように述べている。少し長文になるが、大切なところなので引用で示す<sup>11</sup>。

本科目では、学校教育における学校図書館の意義と果たすべき役割を明らかにし、その理念、発展過程、教育行政との関わり、学校図書館運営のあり方など、学校図書館全般についての基本的な理解を目ざす。また、学校図書館の運営実務を担う司書教諭・学校司書等の職務と役割を明確にし、司書教諭等との協働、校内の協力体制づくり、研修の重要性にもふれる。さらに、学校図書館メディア、学校図書館活動、公共図書館等との図書館ネットワーク等についての基本的な理解を図る。

本科目は、学校司書科目全体の総論的性格を持つため、実務的な内容は最小限に抑え、他の科目との関連に留意する。可能な限り今日の学校教育の諸課題をふまえ、意欲的・創造的な学修を促す講義内容とする。(下線は筆者)

すなわち当該科目について、「ねらい 18」、「学校司書指針」共に 10 科目全体の概論科目として捉え、「実務的な内容は最小限に抑え」、「学校図書館全般についての基本的理解を目ざす」としている。

では、「ねらい 18」と「学校司書指針」での相違が、具体的にどのようなのか、を次節の「内容」(シラバス)で検討する。

### 4.2 内容(シラバス)

「ねらい 18」は、9 つの柱を立てて、「内容」を展開している。次に、それを引用で示す<sup>12</sup>。

「ねらい 18」の内容

- 1) 学校図書館の理念と教育的意義
- 2) 教育行政と学校図書館
- 3) 学校経営における学校図書館

- 4) 学校図書館の経営（人，資料，予算，評価等）
- 5) 学校図書館の施設・設備
- 6) 学校司書の職務（教育指導への支援を含む）  
と教職員との協働，研修
- 7) 学校図書館メディアの選択と管理，提供
- 8) 学校図書館活動
- 9) 図書館の相互協力とネットワーク

次に「学校司書指針」の「講義計画」を確認しておこう。引用で示す<sup>13</sup>。

#### 「学校司書指針」の「講義計画」

- 第1回 学校図書館の理念と教育的意義
- 第2回 学校図書館の発展過程と今日の動向
- 第3回 教育法規・行政と学校図書館
- 第4回 学習活動と学校図書館
- 第5回 読書活動と学校図書館
- 第6回 司書教諭と学校司書の職務と役割
- 第7回 学校経営と学校図書館
- 第8回 学校図書館の運営
- 第9回 公共図書館等との協力・ネットワーク<sup>14</sup>
- 第10回 学校図書館の施設・設備
- 第11回 学校図書館の情報資源（メディア）
- 第12回 学校図書館の活動
- 第13回 学校図書館の実践
- 第14回 学校図書館に関する研修
- 第15回 これからの学校図書館

### 4.3 「ねらい18」と「学校司書指針」の比較

ここで、「ねらい18」と「学校司書指針」との比較を表1に示す。

表1 「ねらい18」と「学校司書指針」比較

| 「ねらい18」           | 「学校司書指針」                                   | 主な相違点                              |
|-------------------|--------------------------------------------|------------------------------------|
| 1) 学校図書館の理念と教育的意義 | 第1回 学校図書館の理念と教育的意義<br>第2回 学校図書館の発展過程と今日の動向 | 第2回で、学校図書館の歴史、現状、国内外の動向などを取り上げている。 |

|                                    |                                         |                                         |
|------------------------------------|-----------------------------------------|-----------------------------------------|
| 2) 教育行政と学校図書館                      | 第3回 教育法規・行政と学校図書館                       | 教育法規、教育施策、教育行政を順に説く。                    |
| 3) 学校経営における学校図書館                   | 第7回 学校経営と学校図書館                          | 学校経営組織における学校図書館、館長としての校長、校内協力体制作りを扱う。   |
| 4) 学校図書館の経営（人，資料，予算，評価等）           | 第8回 学校図書館の運営                            | 学校図書館の経営資源と共に、マネジメントサイクル、学校図書館評価と改善を扱う。 |
| 5) 学校図書館の施設・設備                     | 第10回 学校図書館の施設・設備                        |                                         |
| 6) 学校司書の職務（教育指導への支援を含む）と教職員との協働，研修 | 第6回 司書教諭と学校司書の職務と役割<br>第14回 学校図書館に関する研修 | 第6回で、司書教諭と学校司書の職務と役割に1回を充当。             |
| 7) 学校図書館メディアの選択と管理，提供              | 第11回 学校図書館の情報資源（メディア）                   | 学校図書館メディアの種別、収集方針、選定基準や整備・充実を論じる。       |
| 8) 学校図書館活動                         | 第12回 学校図書館の活動<br>第13回 学校図書館の実践          | 学校図書館の校種別の特徴と実際を述べる。                    |
| 9) 図書館の相互協力とネットワーク                 | 第9回 公共図書館等との協力・ネットワーク                   |                                         |
|                                    | 第4回 学習活動と学校図書館<br>第5回 読書活動              | 学校図書館の支援活動を学習活動面、読書活動面から取               |

|  |                   |                           |
|--|-------------------|---------------------------|
|  | 動と学校図書館           | り上げる。                     |
|  | 第 15 回 これからの学校図書館 | 全体のまとめと共に学校図書館の今後の展望を論じる。 |

このように、「ねらい 18」と「学校司書指針」を比較すると、いくつかの相違が明らかとなる。

(1)「学校司書指針」で新しく展開した点

- ・第 2 回で、学校図書館の歴史、現状、国内外の動向などを取り上げている。
- ・第 4 回、第 5 回で学校図書館の支援活動を学習活動面、読書活動面から取り上げている。
- ・第 14 回で、司書教諭のみならず、学校司書、全教職員を対象とした研修を扱う。
- ・第 15 回で、全体のまとめと共に学校図書館の今後の展望を論じる。
- ・PDCA サイクルに言及している。

(2)「ねらい 18」、「学校司書指針」共に欠落している事項

- ・特別活動への学校図書館の支援などの事項(児童生徒による図書委員会活動を含む)

(3)「学校司書指針」での記述を求めたい事項

- ・学校司書の教職員との協働活動についての事項

項番(1)は、「学校司書指針」が新しくコンセプトを展開した事項である。

項番(2)についても言及を望みたい。

項番(3)については、講義内容の第 7 回に、校内の協力体制づくりとしているが、副校長、教頭、主幹教諭<sup>15</sup>等への言及も求めたい。

#### 4.4 読み替え科目：学校経営と学校図書館

「モデルカリキュラム」では、学校図書館概論は、司書教諭の科目「学校経営と学校図書館」によって読み替え可能としている。該当箇所を引用しておく<sup>16</sup>。

「学校図書館概論」は、司書教諭の科目「学校経営と学校図書館」を履修した場合には、「学校図書館概論」を履修したものと読み替えるこ

とも可能とする。  
(下線は筆者)

「読み替えることも可能とする」という微妙な表現ではあるが、現に 2018 年度より学校司書の履修プログラムを開始した 10 数校は、この読み替え措置を採用している。すなわち、現実には「学校図書館概論」を開講せずに、「学校経営と学校図書館」での読み替え措置を行うことがデフォルト化している<sup>17</sup>。

司書教諭資格と学校司書カリキュラムの両方を習得しようとする受講者については、1 科目 2 単位の負担減ではある。しかし、司書教諭と学校司書の協働と役割分担等を考えると、学校司書のカリキュラムにおいては「学校図書館概論」の開講が望ましい。

##### 4.4.1 「ねらい 18」と「学校経営と学校図書館」

まず、「学校図書館司書教諭講習規定の一部を改正する省令について(通知)」から、「学校経営と学校図書館」の「ねらい」を引用で示す<sup>18</sup>。

学校図書館の教育的意義や経営など全般的事項についての理解を図る。

比較のために「ねらい 18」も再掲する<sup>19</sup>。

学校図書館の教育的意義や学校司書の職務などの基本的事項についての理解を図る。  
(下線は筆者)

ここでの大きな相違は、「ねらい 18」は学校司書を明記している点を強調しておきたい。

##### 4.4.2 内容(シラバス)

では、内容(シラバス)での相違はどうか。まずは、学校経営と学校図書館の内容を引用で示す<sup>20</sup>。  
内容は、以下の 8 つの柱を立てている。

1. 学校図書館の理念と教育的意義
2. 学校図書館の発展と課題
3. 教育行政と学校図書館
4. 学校図書館の経営(人、施設、資料、予算、

評価等)

5. 司書教諭の役割と校内の協力体制、研修
6. 学校図書館メディアの選択と管理、提供
7. 学校図書館活動
8. 図書館の相互協力とネットワーク

一方、「学校司書指針」の講義計画では次である<sup>21</sup>。  
再掲で示す。

- 第1回 学校図書館の理念と教育的意義
- 第2回 学校図書館の発展過程と今日の動向
- 第3回 教育法規・行政と学校図書館
- 第4回 学習活動と学校図書館
- 第5回 読書活動と学校図書館
- 第6回 司書教諭と学校司書の職務と役割
- 第7回 学校経営と学校図書館
- 第8回 学校図書館の運営
- 第9回 公共図書館等との協力・ネットワーク
- 第10回 学校図書館の施設・設備
- 第11回 学校図書館の情報資源（メディア）
- 第12回 学校図書館の活動
- 第13回 学校図書館の実際
- 第14回 学校図書館に関する研修
- 第15回 これからの学校図書館

#### 4.5 「学校経営と学校図書館」と「学校図書館概論」の比較

ここで、「学校経営と学校図書館」と「学校図書館概論（学校司書指針）」との対比を表2に示す。

表2「学校経営と学校図書館」と「学校図書館概論」比較

| 学校経営と学校図書館       | 学校図書館概論             | 主な相違点         |
|------------------|---------------------|---------------|
| 1.学校図書館の理念と教育的意義 | 第1回 学校図書館の理念と教育的意義  |               |
| 2. 学校図書館の発展と課題   | 第2回 学校図書館の発展過程と今日の動 | 教育法規を取り上げている。 |

|                            | 向                                                                  |                                                   |
|----------------------------|--------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------|
| 3.教育行政と学校図書館               | 第3回 教育法規・行政と学校図書館                                                  |                                                   |
| 4.学校図書館の経営（人、施設、資料、予算、評価等） | 第7回 学校経営と学校図書館<br>第8回 学校図書館の運営<br>第10回 学校図書館の施設・設備 <sup>22</sup>   |                                                   |
| 5.司書教諭の役割と校内の協力体制、研修       | 第6回 司書教諭と学校司書の職務と役割<br>第14回 学校図書館に関する研修                            | 司書教諭と学校司書の職務と役割を取り上げた。                            |
| 6.学校図書館メディアの選択と管理、提供       | 第11回 学校図書館の情報資源（メディア）                                              |                                                   |
| 7.学校図書館活動                  | 第4回 学習活動と学校図書館<br>第5回 読書活動と学校図書館<br>第12回 学校図書館の活動<br>第13回 学校図書館の実際 | 学校図書館の学習センター機能、読書センター機能に即して論じた。学校図書館活動の実際も紹介している。 |
| 8.図書館の相互協力とネットワーク          | 第9回 公共図書館等との協力・ネットワーク                                              |                                                   |
|                            | 第15回 これからの学校図書館                                                    |                                                   |

このように比較表にしてみると、「学校経営と学校図書館」と「学校図書館概論」は、概ね同一トピ

ックスへの目配りで一致している。

ただし、いくつかの相違点も指摘しておきたい。

(1) 「学校経営と学校図書館」が、「5.司書教諭の役割と校内の協力体制、研修」としているのに対して、「学校図書館概論」は、「第6回 司書教諭と学校司書の職務と役割」、「第14回 学校図書館に関する研修」と学校司書への目配りがある。

これはやはり、学校図書館法改正により第6条に学校司書が明記されたことが出発点と考えられる。2つの基準の間の時間差の反映である。

(2) 「学校経営と学校図書館」が、「7.学校図書館活動」としているのに対して、「学校図書館概論」では、学習センター機能に対して「第4回 学習活動と学校図書館」を、読書センター機能に対して「第5回 読書活動と学校図書館」を配している。

また、「第12回 学校図書館の活動」では、「1) 学校図書館活動の内容と方法、2) 学校図書館活動の拡大」や、「第13回 学校図書館の実践」では、学校図書館の校種別の特徴と実際<sup>23</sup>を扱うなど、実践的な内容への目配りは評価したい。

以上、司書教諭講習規定の科目「学校経営と学校図書館」及び「学校司書指針」の科目「学校図書館概論」について、比較・検討を行った。

ここで諸般の事情から、「学校図書館概論」の読み替え科目として「学校経営と学校図書館」を当てるのであれば、いくつかの留意事項を記しておきたい。

(1) 「学校経営と学校図書館」の教科書等では、主体は常に「司書教諭は…」である。「ねらい18」などを参考に、学校司書の存在、役割、司書教諭との協働などについて、実際の授業進行の中で補う必要がある。

(2) 学校司書を意識して、実務的、実践的な内容を組み込むことが望ましい。

このような点から、多くの学校司書養成プログラムにおいて、読み替えが採用されている現在、当該組織の「学校経営と学校図書館」のシラバスを批判的に検証する必要がある<sup>24</sup>。

## 5. 学校図書館サービス論

本章では、「学校司書指針」の学校図書館サービス論について論じる。

### 5.1 科目の「ねらい」

最初に科目の「ねらい」を取り上げる。

「ねらい18」では、学校図書館サービス論について、次のように記している<sup>25</sup>。

学校図書館における児童生徒及び教職員へのサービスの考え方や各種サービス活動についての理解を図る。

これに対して「学校司書指針」は、この「ねらい18」を解説的に展開したものとなっている。具体的に見ていく。

「学校司書指針」の「科目の概要とねらい」では、次の内容である。少し長文になるが、大切なところなので引用で示す<sup>26</sup>。

学校図書館におけるサービス業務は多岐にわたる。原則的に学校図書館の利用者は児童・生徒や学校職員に限られるが、読書活動を推進しつつ教育課程を支えるという学校図書館の役割を考えたとき、こうしたサービスの充実を求める声はますます広がっていくであろう。

本科目では、学校図書館サービスの基本的な考え方の理解を図り、資料提供、情報提供、地域・他団体・機関等との連携・協力、課題解決支援、コミュニケーション及び学校図書館行事についての基本を解説する。（下線は筆者）

このように、「ねらい18」では、「児童生徒及び教職員へのサービスの考え方や各種サービス活動についての理解を図る」とシンプルに記述されていた科目の目的が、「学校司書指針」では、「学校図書館サービスの基本的な考え方の理解を図り、資料提供、情報提供、地域・他団体・機関等との連携・協力、課題解決支援、コミュニケーション及び学校図書館行事についての基本を解説する」と展開事項を列挙している。

### 5.2 内容(シラバス)

「ねらい18」は、10本の柱を立て、「内容」を展開している。次に、それを引用で示す<sup>27</sup>。

#### 内容

##### 1) 学校図書館サービスの考え方と構造

- 2) 学校図書館の環境整備（利用案内，配架・案内表示，展示・掲示，修理・製本）
- 3) 学校図書館の運営（年間運営計画，基準・マニュアル類，記録・統計，会計・文書管理）
- 4) 学校図書館利用のガイダンス
- 5) 資料・情報の提供（利用案内，貸出，予約サービス，資料紹介・案内，資料相談）
- 6) 児童生徒への読書支援（図書館行事，図書リスト，読書推進活動，読書相談）
- 7) 児童生徒への学習支援（教科等の指導に関する支援，特別活動の指導に関する支援，情報活用能力の育成に関する支援）
- 8) 特別の支援を必要とする児童生徒に対する支援
- 9) 教職員への支援（資料相談，情報提供，教材準備に関する支援，ティームティーチング）
- 10) 広報・渉外活動（学校図書館便り，HPの活用，学校行事等との連携）

次に「学校司書指針」の「講義計画」を確認しておこう。引用で示す<sup>28)</sup>。

#### 講義計画

- 第1回 学校図書館サービスの考え方と構造
- 第2回 学校図書館の運営 [年間計画の作成と管理]
- 第3回 学校図書館の環境整備(1) [資料の分類]
- 第4回 学校図書館の環境整備(2) [展示・掲示]
- 第5回 学校図書館の環境整備(3) [修理・廃棄]
- 第6回 学校図書館のガイダンス
- 第7回 資料・情報の提供 [利用案内と予約サービス、レファレンスサービス]
- 第8回 児童生徒への読書支援(1) [読書活動の推進と図書館行事]
- 第9回 児童生徒への読書支援(2) [読書活動推進の手法]
- 第10回 児童生徒への学習支援(1) [資料を活用した学習のすすめ方]
- 第11回 児童生徒への学習支援(2) [特別な支援を必要とする児童生徒に対する支援]
- 第12回 教職員への支援
- 第13回 広報活動
- 第14回 渉外活動

#### 第15回 これからの学校図書館サービス

### 5.3 「ねらい18」と「学校司書指針」の比較

ここで、「ねらい18」と「学校司書指針」の「講義計画」との比較を表3示す。

表3 「ねらい18」と「学校司書指針」の比較

| 「ねらい18」             | 「学校司書指針」                                                                            | 主な相違点                             |
|---------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------|
| 1) 学校図書館サービスの考え方と構造 | 第1回 学校図書館サービスの考え方と構造                                                                |                                   |
| 2) 学校図書館の環境整備       | 第3回 学校図書館の環境整備(1) [資料の分類]<br>第4回 学校図書館の環境整備(2) [展示・掲示]<br>第5回 学校図書館の環境整備(3) [修理・廃棄] | 学校図書館の環境整備に3コマを当てている。             |
| 3) 学校図書館の運営         | 第2回 学校図書館の運営                                                                        |                                   |
| 4) 学校図書館利用のガイダンス    | 第6回 学校図書館のガイダンス                                                                     |                                   |
| 5) 資料・情報の提供         | 第7回 資料・情報の提供                                                                        |                                   |
| 6) 児童生徒への読書支援       | 第8回 児童生徒への読書支援(1) [読書活動の推進と図書館行事]<br>第9回 児童生徒への読書支援(2) [読書活動推進の手法]                  | 第8回 児童生徒への読書支援で、読書活動の推進と図書館行事を扱う。 |
| 7) 児童生徒への           | 第10回 児童                                                                             |                                   |

|                          |                                              |                       |
|--------------------------|----------------------------------------------|-----------------------|
| の学習支援                    | 生徒への学習支援(1) [資料を活用した学習のすすめ方]                 |                       |
| 8) 特別の支援を必要とする児童生徒に対する支援 | 第 11 回 児童生徒への学習支援(2) [特別な支援を必要とする児童生徒に対する支援] |                       |
| 9) 教職員への支援               | 第 12 回 教職員への支援                               |                       |
| 10) 広報・渉外活動              | 第 13 回 広報活動<br>第 14 回 渉外活動                   | 広報と渉外を分離し 2 コマを当てている。 |
|                          | 第 15 回 これからの学校図書館サービス                        |                       |

このように「ねらい 18」と「学校司書指針」を比較すると、概ねその内容は同じである。

ただ、「ねらい 18」、「学校司書指針」共に、「学校図書館の環境整備」の項目において、学校図書館の情報環境について、是非、触れておきたい<sup>29</sup>。

当該科目、学校図書館サービス論は他との読み替え措置のない科目であり、学校司書の「モデルカリキュラム」独自の科目である。科目の提供、シラバスの展開等において、十分な検討と準備を願いたい。なお筆者は、このテーマについては別稿で論じた<sup>30</sup>。

## 6. 学校図書館情報サービス論

本章では、「学校司書指針」の学校図書館情報サービス論について論じる。

### 6.1 科目の「ねらい」

最初に科目の「ねらい」を取り上げる。「ねらい 18」の学校図書館情報サービス論では、科目のねらいを次のように記している<sup>31</sup>。

情報サービスの種類や各種情報源の特性の

理解を図るとともに、必要に応じて演習を行い、児童生徒に資料・情報を適切に提供できる能力の育成を図る。(下線は筆者)

これに対して「学校司書指針」は、この「ねらい 18」を解説的に展開したものとなっている。具体的に見ていく。少し長文になるが、大切なところなので引用で示す<sup>32</sup>。

学校図書館を活用した学習を展開するに当たり、教職員が情報サービスの種類や各種情報源の特性を熟知していることは、児童生徒への資料・情報を適切な提供につながり学習の効果を高める。

本科目では、学校図書館における情報サービスの意義・目的を明らかにし、学校図書館利用教育、参考図書・データベース等の情報源、並びにレファレンスサービス、情報検索サービス、発信型情報サービス等のサービス方法について解説し、必要に応じて演習を行う。(下線は筆者)

すなわち当該科目について、「ねらい 18」、「学校司書指針」とともに、1) 各種情報資源の理解、情報サービスの方法、2) 必要に応じて演習を行う、は共通事項である。

一方、「ねらい 18」では「児童生徒に資料・情報を適切に提供できる能力の育成」とある。言葉を重ねれば、育成する能力は「児童生徒に資料・情報を適切に提供できる能力」であり、この能力を育成される人は、カリキュラムの対象である学校司書である。

これに対して「学校司書指針」は、前段で「教職員が情報サービスの種類や各種情報源の特性を熟知していることは、児童生徒への資料・情報を適切な提供につながり学習の効果を高める。」とある。

この表現では、前段の主体は教職員となるが、学校司書養成の科目趣旨とは齟齬が生じる。他方、後段の「児童生徒への資料・情報を適切」に提供する主体は、学校司書であろう。児童生徒への情報サービスにおいて、混乱がある。

本来の趣旨は、教職員への情報サービスの意義を

取り扱うのであろう。文書表現に工夫が必要である。  
では、この「ねらい18」と「学校司書指針」の比較を次節の「内容」(シラバス)で検討する。

## 6.2 内容(シラバス)

「ねらい18」は、7つの柱を立てて、「内容」を展開している。次に、それを引用で示す<sup>33</sup>。

- 1) 学校図書館における情報サービスの意義
- 2) 情報サービスの理論と実際(種類, プロセス, 情報検索)
- 3) レファレンスコレクションの整備(参考資料, 地域資料, ファイル資料, 二次資料, 各種資料リスト, パスファインダー, リンク集)
- 4) 各種情報源の比較と評価(児童生徒の発達段階を踏まえる)
- 5) 児童生徒及び教職員からの相談・質問への対応
- 6) 情報サービスの提供による探究的な学習の支援
- 7) 情報サービスと著作権

一方、「学校司書指針」の講義計画は、次である、引用で示す<sup>34</sup>。

- 第1回 学校図書館における情報サービスの意義
- 第2回 情報サービスの理論と実際
- 第3回 レファレンスコレクションの整備(1) [参考資料の提供]
- 第4回 レファレンスコレクションの整備(2) [ファイル資料の提供]
- 第5回 レファレンスコレクションの整備(3) [二次資料の提供]
- 第6回 レファレンスコレクションの整備(4) [実物・模型資料の提供]
- 第7回 レファレンスコレクションの整備(5) [その他のリスト等]
- 第8回 各種情報源の比較と評価
- 第9回 児童生徒及び教職員からの相談・質問への対応 [レファレンスの基本]
- 第10回 情報サービスの提供による探究的な学

習の支援(1) [学び方・課題づくり]

第11回 情報サービスの提供による探究的な学習の支援(2) [情報の収集と選択]

第12回 情報サービスの提供による探究的な学習の支援(3) [自作資料の提供]

第13回 情報サービスと著作権(1) [学校図書館と著作権]

第14回 情報サービスと著作権(2) [著作権に関するQ&A]

第15回 これからの学校図書館情報サービス

## 6.3 「ねらい18」と「学校司書指針」の比較

ここで「ねらい18」と「学校司書指針」を表4で比較する。

表4 「ねらい18」と「学校司書指針」の比較

| 「ねらい18」               | 「学校司書指針」                                                                                                             | 主な相違点                                                     |
|-----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------|
| 1) 学校図書館における情報サービスの意義 | 第1回 学校図書館における情報サービスの意義                                                                                               |                                                           |
| 2) 情報サービスの理論と実際       | 第2回 情報サービスの理論と実際                                                                                                     |                                                           |
| 3) レファレンスコレクションの整備    | 第3回 レファレンスコレクションの整備(1) [参考資料の提供]<br>第4回 レファレンスコレクションの整備(2) [ファイル資料の提供]<br>第5回 レファレンスコレクションの整備(3) [二次資料の提供]<br>第6回 レフ | レファレンスコレクションの整備で、参考資料、ファイル資料、二次資料、実物・模型資料、電子資料と幅広く目配りをした。 |

|                          |                                                                                                                                        |                                                        |
|--------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------|
|                          | アレンスコレクションの整備(4) [実物・模型資料の提供]<br>第 7 回 レファレンスコレクションの整備(5) [その他のリスト等]                                                                   |                                                        |
| 4) 各種情報源の比較と評価           | 第 8 回 各種情報源の比較と評価                                                                                                                      |                                                        |
| 5) 児童生徒及び教職員からの相談・質問への対応 | 第 9 回 児童生徒及び教職員からの相談・質問への対応 [レファレンスの基本]                                                                                                |                                                        |
| 6) 情報サービスの提供による探究的な学習の支援 | 第 10 回 情報サービスの提供による探究的な学習の支援(1) [学び方・課題づくり]<br>第 11 回 情報サービスの提供による探究的な学習の支援(2) [情報の収集と選択]<br>第 12 回 情報サービスの提供による探究的な学習の支援(3) [自作資料の提供] | 探究的な学習の支援では、学び方・課題づくり、情報の収集と選択、自作資料の提供、と一連のプロセスを取り上げた。 |
| 7) 情報サービスと著作権            | 第 13 回 情報サービスと著作権(1) [学校図書館と著作権]<br>第 14 回 情報                                                                                          | 第 14 回に著作権に関する Q&A を配し、実践的な内容とした。                      |

|  |                           |  |
|--|---------------------------|--|
|  | サービスと著作権(2) [著作権に関する Q&A] |  |
|  | 第 15 回 これからの学校図書館情報サービス   |  |

このように「ねらい 18」と「学校司書指針」を比較してみると、「学校司書指針」における「学校図書館情報サービス論」の特徴が見えてくる。

- (1) レファレンスコレクションの整備で、参考資料、ファイル資料、二次資料、実物・模型資料、電子資料と幅広く目配りをした。
- (2) 探究的な学習の支援では、学び方・課題づくり、情報の収集と選択、自作資料の提供、と一連のプロセスを取り上げている。
- (3) 第 14 回に著作権に関する Q&A を配し、実践的な内容とした。

学校図書館情報サービス論については、いずれも、今後の学校司書養成の科目枠組みとして適切と評価したい。

なお今後は、著作権は知的財産権へと守備範囲を拡張したほうが適切であろう。

## 7. 学校教育概論

本章では、「学校司書指針」の学校教育概論について取り上げる。

### 7.1 科目の「ねらい」

最初に科目の「ねらい」を取り上げる。「ねらい 18」では、学校教育概論について、次のように記している<sup>35</sup>。

学校教育や児童生徒の心身の発達などの基本的事項についての理解を図る。

これに対して「学校司書指針」は、この「ねらい 18」を具体的に展開したものとなっている。具体的に見ていく。

「学校司書指針」では、次の内容である。少し長

文になるが、大切なところなので引用で示す<sup>36</sup>。

本科目は、学校教育の意義とその果たすべき役割を明らかにする。学校司書に求められる必須知識としての学校教育の基本的事項について、教育学・心理学の視点から講じる。

現代の学校教育における児童・生徒をめぐる様々な状況（特別な教育的ニーズを必要とする子どもの存在など）についての基本的な理解を図る。さらに、教育学や心理学の諸理論の学習を通して、「学校」というコミュニティの「心臓」であるべき図書館（school library）に求められる役割を考える。（下線は筆者）

では、この「ねらい18」と「学校司書指針」での相違が、具体的にどのようなになっているのか、を次節の「内容」で検討を進める。

## 7.2 内容(シラバス)

「ねらい18」は、7つの柱を立てて、「内容」を展開している。次に、それを引用で示す<sup>37</sup>。

- 1) 学校教育の意義と目標
- 2) 教育行政と学校教育
- 3) 教育課程の意義と学習指導要領
- 4) 学校教育と教科書
- 5) 児童生徒の心身の発達及び学習の過程
- 6) 特別の支援を必要とする児童生徒に対する理解
- 7) 学校教育に関する現代的諸課題

次に「学校司書指針」の「内容」を確認しておこう。引用で示す<sup>38</sup>。

- 第1回 学校教育の意義と特質
- 第2回 学校教育の歴史
- 第3回 学校教育と法
- 第4回 日本における教育行政の仕組み：中央教育行政と地方教育行政
- 第5回 学習指導要領と教育課程（カリキュラム）
- 第6回 教育課程(カリキュラム)の諸類型
- 第7回 教育方法・学習形態の諸類型

第8回 学校教育と教科書（1）[検定と採択の仕組み]

第9回 学校教育と教科書（2）[教材としての教科書]

第10回 子どもの発達と学校教育

第11回 教授・学習過程の心理学

第12回 特別支援教育の現状と課題

第13回 現代の学校教育における諸課題  
(1)[不登校・いじめ・貧困]

第14回 現代の学校教育における諸課題  
(2)[「チーム学校」の可能性]<sup>39</sup>

第15回 これからの学校教育に関する展望<sup>40</sup>

## 7.3 「ねらい18」と「学校司書指針」の比較

ここで、「ねらい18」と「学校司書指針」を表5に比較してみる。

表5「ねらい18」と「学校司書指針」の比較

| 「ねらい18」           | 「学校司書指針」                                                             | 主な相違点                             |
|-------------------|----------------------------------------------------------------------|-----------------------------------|
| 1) 学校教育の意義と目標     | 第1回 学校教育の意義と特質<br>第2回 学校教育の歴史                                        | 第2回で日本における学校教育の現在までの歴史を扱う。        |
| 2) 教育行政と学校教育      | 第3回 学校教育と法<br>第4回 日本における教育行政の仕組み：中央教育行政と地方教育行政                       | 教育行政の仕組みを中央教育行政と地方教育行政に分けて解説した。   |
| 3) 教育課程の意義と学習指導要領 | 第5回 学習指導要領と教育課程(カリキュラム)<br>第6回 教育課程(カリキュラム)の諸類型<br>第7回 教育方法・学習形態の諸類型 | 教育課程について、教育課程の類型、教育方法の類型という理論を扱う。 |

|                          |                                                                               |                                        |
|--------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|
| 4) 学校教育と教科書              | 第 8 回 学校教育と教科書(1)[検定と採択の仕組み]<br>第 9 回 学校教育と教科書(2)[教材としての教科書]                  | 教材としての教科書で電子教科書も取り上げている。               |
| 5) 児童生徒の心身の発達及び学習の過程     | 第 10 回 子どもの発達と学校教育<br>第 11 回 教授・学習過程の心理学                                      | 発達心理学、教育心理学の観点から児童生徒の心身の発達及び学習の過程を扱う。  |
| 6) 特別の支援を必要とする児童生徒に対する理解 | 第 12 回 特別支援教育の現状と課題                                                           |                                        |
| 7) 学校教育に関する現代的諸課題        | 第 13 回 現代の学校教育における諸課題(1)[不登校・いじめ・貧困]<br>第 14 回 現代の学校教育における諸課題(2)[「チーム学校」の可能性] | 現代の学校教育における諸課題で、「チーム学校」の可能性について考察を進める。 |
|                          | 第 15 回 これからの学校教育に関する展望                                                        |                                        |

このように、「ねらい 18」と「学校司書指針」を比較すると、「学校司書指針」における「学校教育概論」の特徴が明らかとなる。

- (1) 第 2 回で日本における学校教育の現在までの歴史を扱う。教育行政の仕組みを中央教育行政と地方教育行政に分けて解説している。
- (2) 教育課程について、教育課程の類型、教育方法の類型という理論を扱う。
- (3) 現代の学校教育における諸課題で教員の多忙

化を取り上げ、「チーム学校」の考え方を解説し、教員以外の多種多様な専門職(例：学校司書、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー)と教員による協働の意義を述べた。

- (4) まとめとして、「第 15 回 これからの学校教育に関する展望」において、学校コミュニティにおける学校図書館の果たす役割を総括した。

このように「学校教育概論」は、学校図書館に勤務する学校司書にとって、学校教育の基礎、基本の枠組みを理解する大切な科目である。

なお、「モデル 18」では、「「学校教育概論」は、教職に関する科目のうち、以下の内容を含む科目を履修した場合には、「学校教育概論」を履修したものと読み替えることも可能とする」、と欄外の注があり、教職課程の 4 科目が示されている<sup>41)</sup>。

しかし、司書課程と学校司書課程の重複履修者に対して、「学校教育概論」の代替え科目として、教職課程の 4 科目の受講を求めるカリキュラム編成は現実的ではない。実際には、司書教諭課程との重複履修者への免除措置である<sup>42)</sup>。

## 8. さいごに

1990 年代後半以降、私たちを取り巻く情報環境生態系の変容は加速化し、デジタル経済圏が拡大している。学校、学校図書館についてもその影響は大きい。教育の情報化施策の推進や各種の中教審答申、新学習指導要領の制定内容などはこうした状況への反応である。

本稿では、全国 SLA が提示した「学校司書指針」について、「モデル 18」と「ねらい 18」との比較を中心に論じた。

この「学校司書指針」に先立つ「学校司書(第一次案)」では、「(全国 SLA)学校司書の養成及び研修のあり方検討委員会」野口武悟委員長の「「学校司書のモデルカリキュラム」に対応した講義要綱の検討」、及び、設楽敬一全国 SLA 理事長の「「学校司書のモデルカリキュラム」に対応したシラバスについて」が、冒頭に収録されていた。

また、巻末には、「全国 SLA 学校司書養成科目シラバス(第一次案)」の作成に関わった「学校司書の養成および研修のあり方検討委員会」の委員諸氏が表

記されていた<sup>43</sup>。

本稿で検討対象とした「学校司書指針」について、全国 SLA は、「全国 SLA 学校司書養成科目シラバス」への一里塚としている<sup>44</sup>。今後の展開に注目したい。

学校司書のモデルカリキュラムの提供は、始まったばかりである。実践の蓄積とそれを受けての理論化の中で、さらなる営為が必要とされる。

ただ管見の範囲ではあるが、2018 年度から開始されている学校司書の養成プログラムは、一部の通信制大学や司書講習との組み合わせという例外展開を除いて、既存の司書課程、司書教諭課程からの在学生への「学校司書資格」提供プログラムである。

現職の学校司書の資質能力の向上についてのリカレント教育への対応は、別途にいくつかの民間団体による「研修」として進行している<sup>45</sup>。果たして、これが望ましい姿かどうか、疑問が残る。

なお、「学校図書館概論」、「学校図書館サービス論」、「学校図書館情報サービス論」を、司書課程科目の選択科目である「図書館基礎特論」、「図書館サービス特論」として開講することも可能であるが、「モデルカリキュラム」の単位は 2 単位であることに留意する必要がある。

また、「学校図書館情報サービス論」を司書課程の科目に関して、「情報サービス論」、及び「情報サービス演習」の 2 科目に関して、次の内容を含めて履修した場合の読み替え措置もあるが、あまり現実的とは考えられない。

- 1) 学校図書館における情報サービスの意義
- 2) 児童生徒及び教職員からの相談・質問への対応
- 3) 情報サービスの提供による探求的な学習の支援

なお、本稿では全国 SLA の「学校司書指針」が提示した科目群の中で、学校司書特有の科目、4 科目について論述した。

他の司書資格科目からの援用、司書教諭科目からの援用については、別途に検討を行いたい。

## 引用文献

<sup>1</sup> 「学校司書のモデルカリキュラム」講義指針

2019年1月1日

全国学校図書館協議会

学校司書の養成および研修のあり方検討委員会

<http://www.j-sla.or.jp/pdfs/20190101gakkousi-syokougisisin.pdf>

〔確認：2019年4月20日〕

<sup>2</sup> ただし、これらの4科目の内、「学校図書館概論」、「学校図書館情報サービス論」、「学校教育概論」については、条件付きで読み替えの科目が示されている。

<sup>3</sup> 平成28年10月、学校図書館の整備充実に関する調査研究協力者会議

「これからの学校図書館の整備充実について（報告）」

[http://www.mext.go.jp/component/b\\_menu/shingi/toushin/\\_icsFiles/afieldfile/2016/10/20/1378460\\_02\\_2.pdf](http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2016/10/20/1378460_02_2.pdf)

〔確認：2019年4月20日〕

<sup>4</sup> 別添2

・「学校司書のモデルカリキュラム」、及び、「学校司書のモデルカリキュラムのねらいと内容」

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/dokusho/link/\\_icsFiles/afieldfile/2016/12/19/1380597\\_01\\_1.pdf](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/dokusho/link/_icsFiles/afieldfile/2016/12/19/1380597_01_1.pdf)

〔確認：2019年4月20日〕

・教育職員免許法施行規則の一部改正に伴う「学校司書のモデルカリキュラム」の改正について（通知）

30 初児生第 11 号

平成 30 年 8 月 23 日

各都道府県教育委員会教育長

各指定都市教育委員会教育長

各都道府県知事

小中高等学校を設置する学校設置会社を

所轄する構造改革特別区域法第12条第1項

殿の認定を受けた各地方公共団体の長

各国公私立大学長

各公私立短期大学長

放送大学学園理事長

殿

文部科学省初等中等教育局児童生徒課長

※「学校教育概論」は、教職に関する科目のうち、以下の内容を含む科目を履修した場合には、「学校教育概論」を履修したものと読み替えるこ

とも可能とする。（下線は筆者）

教育の基礎的理解に関する科目のうち、

・「教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想」の事項を含む科目

・「幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程」の事項を含む科目

・「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」の事項を含む科目

・「教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）」の事項を含む科目

＜改正施行：平成31年4月1日＞

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/dokusho/link/1410290.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/dokusho/link/1410290.htm)

〔確認：2019年4月20日〕

（別紙）「学校司書のモデルカリキュラム」（平成31年4月1日以降）

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/dokusho/link/\\_icsFiles/afieldfile/2018/10/25/1410290.pdf](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/dokusho/link/_icsFiles/afieldfile/2018/10/25/1410290.pdf)

〔確認：2019年4月20日〕

改正内容は、「学校教育概論」を教職に関する科目3科目での読み替えから、4科目での読み替えに変更することである。

<sup>5</sup> 「学校司書のモデルカリキュラム」講義指針では、2科目が「科目のねらいと概要」となっている。

<sup>6</sup> 西尾 純子、川瀬 綾子、北 克一「全国SLA「学校司書養成科目シラバス」（第一次案）の検討 その1 学校司書養成独自科目」『情報学』15(2)

<http://creativecommons.gsc.osaka-cu.ac.jp/JI/article/view/825/803>

〔確認：2019年4月20日〕

<sup>7</sup> 「学校司書のモデルカリキュラム」に対応したシラバスについて（「学校司書（第一次案）」p.iii.）

学校司書は、「専ら学校図書館の職務に従事する職員として置くよう努めなければならない」と、学校図書館法の一部改正（平成26年）で規定された。

また、学校図書館法の附則第2項において、「国は、学校司書の職務の内容が専門的知識及び技能を必要とするものであることに鑑み、この法律の施行後速やかに、新法の施行の状況等を勘案し、学校司書としての資格の在り方、その養成の在り方等について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」とされて

いる。このことを受け、文部科学省は「学校司書のモデルカリキュラム」を定めた。

公益社団法人全国学校図書館協議会（以下「全国 SLA」という）は、文部科学省の「学校司書のモデルカリキュラム」を以下のように捉えている。

1. 司書科目との読み替えが可能となっているものに関しては、公共図書館と学校図書館の性格や目的が違うことから、整合性を保つための方策が必要である。
2. 教育機関である学校図書館の運営に関する資質や能力を養成するための学校司書向けシラバスが必要である。
3. 学校司書としての専門的な知識及び技能を活かすための多様な研修プログラムが必要である。

以上の理由から、全国 SLA は 2017(平成 29)年度「学校司書の養成および研修のあり方検討委員会（以下「検討委員会」という）（小括弧の補記は、筆者）に、学校司書の養成および研修のあり方に関する具体的な提案を求めた。これを受けて、検討委員会は「学校司書養成科目講義要綱小委員会」と「学校司書研修小委員会」を設けて養成と研修の両面から検討を進めた。

この度、「学校司書養成科目講義要綱小委員会」は、「学校司書養成シラバス（第一次案）」をまとめるに至った。

第 41 回全国学校図書館研究大会（富山・高岡大会）において皆様から忌憚のないご意見をいただき、更に検討をかさね、全国 SLA による「学校司書養成シラバス」を成案とする所存である。

2018 年 8 月

第 41 回全国学校図書館研究大会(富山・高岡大会)

公益社団法人全国学校図書館協議会  
理事長 設楽敬一

<http://www.j-sla.or.jp/pdfs/gakkousisyo-Syllabus.pdf>

〔確認：2019 年 4 月 20 日〕

8 前掲 7)

9 「学校司書のモデルカリキュラム」に対応した講義要綱の検討(「学校司書(第一次案)」p.ii.)

2014 年 6 月の「学校図書館法」一部改正によって、学校司書が法制化された。これを受けて、文部科学省では調査研究協力者会議を設置し、学校司書の資格と養成のあり方についての検討が行われた。その結果をふまえて、2016 年 11 月に「学校司書のモデルカリキュラム」が文部科学省

から各大学長宛てに通知された。

この「学校司書モデルカリキュラム」に基づき、早い大学では 2017 年度から学校司書の養成を開始している。今後も、養成に取り組む大学が増えていくものと思われる。

「学校司書のモデルカリキュラム」では、各科目のねらいと内容が示されている。しかし、大学における実際の授業回数である 15 回分に対応しているわけではない。また、既存の司書養成科目の一部を用いることになっているものの、そこに学校図書館の視点を具体的にどう入れ込んでいくかなどを検討する必要がある。

そこで、全国 SLA では、「学校司書のモデルカリキュラム」に関して、「学校図書館司書教諭講習講義要綱」（2009 年制定）に相当する講義要綱を制定するべく、「学校司書の養成および研修のあり方検討委員会」を設置して 2017 年度より検討を進めている。本大会では、講義要綱（シラバス）の第一次案を提案し、参加者の皆さまのご意見を頂戴したい。

公益社団法人全国学校図書館協議会  
学校司書の養成および研修のあり方検討委員会  
委員長 野口武悟

<http://www.j-sla.or.jp/pdfs/gakkousisyo-Syllabus.pdf>

〔確認：2019 年 4 月 20 日〕

10 前掲 4)

11 前掲 1)

12 前掲 4)

13 前掲 1)

14 「第 9 回 公共図書館等との協力・ネットワーク」の下位区分に「1) 学校図書館と公共図書館等との異同(下線は筆者)」は、「協働」の誤植であろう。

15 主幹教諭は、2008 年度より制度化された。学級担任を持たず、校長、副校長、教頭ら管理職を補佐し、仕事の効率化で中心的な役割を果たすことが期待されている。現在、全国で約 2 万人が配置されている。全国教育員会の内、主幹教諭を配置しているのは、85%に留まる。

参考：『日本経済新聞』2018 年 8 月 31 日朝刊。  
「主幹教諭 100 人増員へ：担任持たず、校長ら補佐：文科省 管理職の負担減らす」

16 前掲 4)

17 例えば、次の文献を参照されたい。

西尾 純子、川瀬 綾子、北 克一「学校司書養成にかかる履修証明プログラムの現状と課題」

『情報学 = Journal of Informatics』14(2),

2017.10.

<http://creativecommons.gsc.osaka-cu.ac.jp/JI/article/view/789>

[確認：2019年4月20日]

18 学校図書館司書教諭講習規程の一部を改正する省令について（通知）

（別紙2）司書教諭の講習科目のねらいと内容

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/dokusho/link/1327211.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/dokusho/link/1327211.htm)

[確認：2019年4月20日]

19 前掲4)

20 前掲18)

21 前掲1)

22 学校図書館では、運営方針を立て、人、図書館メディア、施設・設備などの資源を効果的に活用することによってその経営にあたっている。

23 「学校司書指針」では、

1) 小学校における学校図書館の特徴と実際

2) 中学校における学校図書館の特徴と実際

3) 高等学校における学校図書館の特徴と実際

4) 特別支援学校における学校図書館の特徴と実際という展開となっている。

24 これは団体では、日本学校図書館学会、日本図書館情報学会、日本図書館協会図書館学教育部会などの責務であろう。

また、学校図書館関係の研究者なども関係することである。

25 前掲4)

26 前掲1)

27 前掲4)

28 前掲1)

29 ポイントは、教育の情報化と学校図書館の情報環境である。より詳しい内容は、別の科目「図書館情報技術論」に委ねられるであろう。

30 西尾純子、川瀬綾子、北克一「学校司書養成にかかる「学校図書館サービス論」のシラバスの検討」『情報学 = Journal of Informatics』15(2), 2018.10.

<http://creativecommons.gsc.osaka-cu.ac.jp/JI/>

[確認：2019年4月20日]

31 前掲4)

32 前掲1)

33 前掲4)

34 前掲1)

35 前掲4)

36 前掲1)

37 前掲4)

38 前掲1)

39 「学校司書(第一次案)」では、下位項目は「教員の多忙化」であった。

40 「学校司書(第一次案)」では、下位項目は「まとめとふりかえり」であった。

41 前掲4)

改正内容では、対象の4科目は次である。

・教育の基礎理論に関する科目のうち、「教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想」の事項を含む科目

・教育の基礎理論に関する科目のうち、「幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）」の事項を含む科目

・教育の基礎理論に関する科目のうち、「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」の事項を含む科目

・教育課程及び指導法に関する科目のうち、「教育課程の意義及び編成の方法」の事項を含む科目

42 司書教諭課程の履修者は、教職課程の履修を前提としている。

43

2018年8月8日

公益社団法人全国学校図書館協議会 学校司書の養成および研修のあり方検討委員会

委員長 野口武悟

委員 安藤友張

磯部延之

小川三和子

鎌田和宏

小林 功

小日向輝代

千葉尊子

斎藤 純

平野 誠

これをひも解くと、今回提起された「学校司書(第一次案)」についての全国 SLA の位置づけが概ね類推できる。

44 前掲7)

45 これについては、別稿で論じた。

川瀬 綾子、西尾 純子、北 克一「学校司書の研修・養成にかかる各種プログラムの現状と課題」『情報学 = Journal of Informatics』15(2), 2018.10.

<http://creativecommons.gsc.osaka-cu.ac.jp/JI/>

[確認：2019年4月20日]

[受理：2019年5月10日]